

ふじみ野市立大井総合福祉センター条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;"><u>ふじみ野市立大井総合福祉センター条例</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 高齢者及び障害者の自立の促進及び健康の増進を図るとともに、市民の相互交流と福祉の向上に資するため、ふじみ野市立大井総合福祉センター（以下「センター」という。）をふじみ野市大井中央二丁目2番1号に設置する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(定義)</u></p> <p><u>第2条 この条例において「高齢者」とは、60歳以上の者をいう。</u></p> <p><u>2 この条例において「障害者」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(業務)</u></p> <p><u>第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p><u>(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7に規定する老人福祉センターの事業に関すること。</u></p> <p><u>(2) 多目的ホール、交流広場、会議室及びこれらの附属設備（以下「会議施設等」という。）の利用に関すること。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(休館日)</u></p> <p><u>第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。</u></p> | <p style="text-align: center;"><u>ふじみ野市立大井総合福祉センター条例</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 高齢者及び障害者の自立の促進及び健康の増進を図るとともに、市民の相互交流と福祉の向上に資するため、ふじみ野市立大井総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）をふじみ野市大井中央二丁目2番1号に設置する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(定義)</u></p> <p><u>第2条 この条例において「高齢者」とは、60歳以上の者をいう。</u></p> <p><u>2 この条例において「障害者」とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(業務)</u></p> <p><u>第3条 総合福祉センターは、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p><u>(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7に規定する老人福祉センターの事業に関すること。</u></p> <p><u>(2) 多目的ホール、交流広場、会議室及びこれらの附属設備（以下「会議施設等」という。）の利用に関すること。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、総合福祉センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項により法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理</u></p> |

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日及び同月3日並びに12月30日及び同月31日

2 市長は、前項の規定にかかわらず、センターの管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(利用時間)

第5条 センターの利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 浴室以外の施設 午前9時から午後5時まで

(2) 浴室 午前10時から午後4時まで

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

(利用対象者)

第6条 センターを利用することができる者は、第3条第1号及び第3号に掲げる事業の対象者のほか、次に掲げる者のうち市内に住所を有するものとする。

(1) 高齢者

(2) 障害者

2 公共団体又は公共的団体は、前項各号に掲げる者の福祉の増進を目的とする場合は、センターを利用することができる。

3 市長は、センターの利用又は管理上支障がないと認めるときは、前2

者」という。)に総合福祉センターの管理を行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第5条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 第3条に規定する業務

(2) 総合福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第6条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、総合福祉センターの管理を行わなければならない。

項に規定する者以外のものにセンターを利用させることができる。

(利用の許可)

第7条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、施設の管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用の制限)

第8条 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するとき、その利用を制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) センターを損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がセンターの利用を制限する必要があると認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 第7条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(休所日)

第7条 総合福祉センターの休所日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日から同月3日まで及び12月30日から同月31日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が管理上必要と認め、市長が承認したときは、臨時に休所日を定め、又は休所日に開所することができる。

(利用時間)

第8条 総合福祉センターの利用時間は、次のとおりとする。

| <u>区分</u> | <u>利用時間</u> |
|----------------------|--|
| <u>老人福祉センターの事業</u> | <u>午前9時から午後5時まで(ただし、浴室については、午前10時から午後4時まで)とする。</u> |
| <u>多目的ホール・会議室の利用</u> | <u>午前9時から午後5時まで</u> |
| <u>交流広場の利用</u> | <u>午前9時から午後5時まで</u> |

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が管理上必要と認め、市長が承認したときは、利用時間を変更することができる。

(利用対象者)

第9条 総合福祉センターを利用することができる者は、第3条各号に掲げる事業の対象者のほか、次に掲げる者で、市内に住所を有するものとする。

- (1) 高齢者

(許可の取消し等)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があると認めるときは、許可に係る条件を変更し、若しくはセンターの利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) 利用許可の申請に偽りがあったとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) 第17条の遵守事項又は指示に違反したとき。

2 市長は、利用者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第11条 利用者は、第7条の許可を受けた際に別表に定める使用料を市長に納付しなければならない。ただし、第6条第1項各号に掲げる者が老

(2) 障害者

2 公共団体又は公共的団体は、前項各号に掲げる者の福祉の増進を目的とする場合は、総合福祉センターを利用することができる。

3 指定管理者は、総合福祉センターの利用又は管理上支障がないと認めるときは、前2項に規定する者以外の者に総合福祉センターを利用させることができる。

(利用の許可)

第10条 総合福祉センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないものとする。

(1) 総合福祉センターの管理上支障があると認められるとき。

(2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、総合福祉センターの設置の目的に反すると認められるとき。

3 指定管理者は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付すことができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第11条 前条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

人福祉センターを利用する場合及び高齢者福祉若しくは障害者福祉等を目的として活動し、又はこれらを目的とする事業の用に供する市内団体が利用する場合は、この限りでない。

(使用料の免除)

第12条 市長は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めるときは、前条に規定する使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、センターを利用することができないとき。
- (3) 利用者が使用料を納付した後、規則で定める日までに利用の取消しの届出を行ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(販売行為等の禁止)

第14条 センター及びその敷地内においては、物品の販売等の行為をし

(遵守事項)

第12条 指定管理者は、総合福祉センターの利用者の遵守事項を定め、及び総合福祉センターの管理上必要があるときは、その利用者に対してその都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は総合福祉センターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第10条第3項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示事項に違反したとき。
- (2) 第11条の規定に違反したとき。
- (3) 不正な手段により利用の許可を受けたとき。

2 指定管理者は、利用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(立入りの禁止)

第14条 指定管理者は、総合福祉センター内の秩序を乱し、若しくは乱

てはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、センターの利用が終わったときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。第8条の規定により利用を制限され、又は第10条第1項の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消された場合も同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に復し、これに要した経費は、当該利用者の負担とする。

(損害賠償)

第16条 利用者は、故意又は過失によりセンターを損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項及び指示)

第17条 市長は、利用者の遵守事項を定めるとともに、管理上必要があると認めるときは、当該利用者に対し、その都度必要な指示をすることができる。

(指定管理者による管理)

すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、総合福祉センターからの退去を命ずることができる。

(利用料金)

第15条 総合福祉センターの利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。ただし、第9条第1項各号に掲げる者が老人福祉センターを利用する場合及び高齢者福祉若しくは障害者福祉等を目的として活動し、又はこれらを目的とする事業の用に供する市内団体が利用する場合の利用料金は、無料とする。

2 前項の利用料金は、第10条の許可と同時に徴収しなければならない。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の免除)

第16条 指定管理者は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めたときは、前条に規定する利用料金を免除することができる。

(利用料金の還付)

第17条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号に該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

(1) 総合福祉センターの管理上特に必要があるため、指定管理者が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、総合福祉センターを利用することができないとき。

(販売行為等の禁止)

第18条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

(1) 第3条に規定する業務

(2) センターの維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条第2項、第5条第2項、第6条第3項、第7条、第8条、第10条、第11条、第13条第1号、第15条第2項及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条第2項、第5条第2項及び第8条第3号中「認める」とあるのは「認め、市長の承認を得た」と、第11条の見出し、第12条（見出しを含む。）、第13条（見出しを含む。）、附則第2項及び別表備考中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条中「使用料」とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めた利用料金（以下「利用料金」という。）」と、第12条中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、第14条ただし書中「市長の」とあるのは「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て行う」とする。

3 第1項の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、前項の規定により読み替えて適用される第11条の規定により利用者が納付すべき利用料金は、指定管理者の収入とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第19条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。

第18条 総合福祉センター及びその敷地内においては、物品の販売等の行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(原状回復)

第19条 利用者は、その利用を終わったときは、速やかに現状に復しななければならない。第13条第1項の規定により利用の停止又は許可の取消

(その他)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第20条 自己の責めに帰すべき理由により、総合福祉センターの施設若しくは設備に損傷を与えた者又は総合福祉センターの物品を亡失し、若しくは損傷を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(市長による管理)

第21条 市長は、総合福祉センターの指定管理者の指定の手續等に関し、ふじみ野市公の施設に係る指定管理者の指定手續に関する条例(平成17年ふじみ野市条例第13号。以下「手續条例」という。)第4条の規定による申請がなかったとき、手續条例第8条の規定による指定ができなかったとき又は手續条例第12条第1項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第4条の規定にかかわらず、総合福祉センターの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

別表(第11条関係)

| 施設区分 | 時間区分 | |
|----------|-------------|--------------|
| | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで |
| 老人福祉センター | 1人1回につき300円 | |
| 多目的ホール | 円 1,600 | 円 2,200 |
| 会議室 | 500 | 700 |
| 録音室 | 200 | 300 |

備考

- 1 高齢者若しくは障害者及びその介助者(1人に限る。)又はこれらの者が構成員の一員となっている市内の団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合の使用料(老人福祉センターに係るものを除く。以下同じ。)は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。
- 2 市内に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のもので利用する場合の使用料は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。
- 3 利用者がそれぞれの時間区分を連続して施設を利用する場合は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。

別表(第15条関係)

| 利用区分 | 使用料 | | |
|----------|-------------|--------|-----------|
| | 午前 | 午後 | 全日 |
| 会議施設等 | 9時～正午 | 1時～5時 | 午前9時～午後5時 |
| | | | |
| 多目的ホール | 1,600円 | 2,200円 | 3,800円 |
| 会議室1 | 500円 | 700円 | 1,200円 |
| 会議室2 | 500円 | 700円 | 1,200円 |
| 会議室3 | 500円 | 700円 | 1,200円 |
| 録音室 | 200円 | 300円 | 500円 |
| 老人福祉センター | 1人1回につき300円 | | |

備考

- 1 高齢者若しくは障害者及びその介助者(1人に限る。)又はこれらの者が構成員の一員となっている市内の団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が会議施設等(老人福祉センターを除く。以下同じ。)を利用する場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。
- 2 ふじみ野市に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のもので利用場合の使用料は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。
- 3 利用者が連続して複数の利用区分において会議施設等を利用する場合は、各利用区分の間の時間も当該会議施設等を利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。